

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法のポイント

【原則】 ◆ 新規参入（許可制） ◆ 増車（届出制） ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

地域指定

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
 - ◆ 強制力ある供給削減措置
 - ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）
- 期間3年

独禁法適用除外

協議会

特定地域計画 認可

営業方法による削減の申出

事業者

事業者計画 認可

（自主的な需要活性化策と供給削減措置を実施）

全てのインサイダー事業者が事業者計画の認可を受けることが必須

営業方法による削減の勧告・命令

アウトサイダー事業者

国

※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
 - ◆ 増車：認可制
 - ◆ 自主的な供給削減措置
 - ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）
- 期間3年

独禁法適用

協議会

準特定地域計画

新規参入・増車への意見

事業者

活性化事業者計画 認定

（自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施）

意見聴取

新規参入の許可
増車の認可

事業者

国

※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

協議会意見照会

公定幅運賃

意見聴取

国

範囲の指定
《公示》

「特定地域」及び「準特定地域」において講じられる措置

特定地域		準特定地域
<p>任意</p> <p>認可制（2/3以上の同意要件あり）</p> <p>特定地域計画</p> <p>必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項</p> <p>任意記載事項 活性化措置に関する事項</p>	<p>協議会設置</p> <p>協議会が作成する 地域計画</p>	<p>任意</p> <p>認可・認定なし（1/2以上の同意要件あり）</p> <p>準特定地域計画</p> <p>必須記載事項 活性化事業に関する事項</p>
<p>認可制（実施命令制度あり）</p> <p>事業者計画</p> <p>必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項 活性化措置に関する事項 (特定地域計画において実施主体とされた事業者のみ)</p>	<p>事業者が作成する 計画</p>	<p>任意（認定申請可・認定を受けた場合には 実施勧告制度あり）</p> <p>活性化事業計画</p> <p>必須記載事項 準特定地域に規定された活性化事業に関する事項</p>
<p>あり</p>	<p>独禁法適用除外</p>	<p>なし</p>
<p>あり</p>	<p>アウトサイダー事業者への 営業方法の制限勧告・命令</p>	<p>なし</p>
<p>禁止</p>	<p>新規参入</p>	<p>許可制</p> <p>※供給過剰とならないかどうかの基準を追加</p>
<p>禁止</p>	<p>増車等</p>	<p>届出制→認可制</p> <p>※供給過剰とならないかどうか、収入状況・ 法令遵守の状況等の基準を追加</p>
<p>あり</p>	<p>公定幅運賃</p>	<p>あり（特定地域と同じ）</p>

特定地域指定基準の指標

以下の指標に該当する場合に特定地域として指定（E～Gについては、いずれかに該当すること。ただし、日車営収が平成13年度より増加している場合には指定しない）

A 車両の稼働効率の指標

⇒ 実働実車率(=実働率×実車率)が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

B 事業者の収支状況の指標

⇒ 赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること。

C 流し営業の指標

⇒ 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

D 地域の需要動向の指標

⇒ 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

E 運転者の賃金水準の指標

⇒ 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

F 事業運営の指標

⇒ 走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。

G 安全性の指標

⇒ 走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。

H 地域の意向の指標

⇒ 利用者代表を含む協議会の同意があること。

国土交通省作成資料を一部修正

名古屋交通圏が特定地域の指定基準から外れることとなる(準特定地域の継続)

《特定地域の指定から外れた名古屋交通圏準特定地域の 取組イメージ》

【安全性の向上】

【利用者サービス水準の向上】

- モニター制度を活用した利用者意見反映
- 高級車・環境負荷低減車・福祉車両導入
- 新たな技術・媒体を利用した配車システム

【需要喚起・新規需要創出・拡大】

- 多様なニーズへの対応
- 自治体と連携した交通ネットワーク構築

利用しやすい運賃の議論、意見交換
(新しい車種区分の必要性他)

《労働条件の改善》

《良質なドライバー、若年・女性
ドライバーの確保》

「安全・安心」・「快適な輸送サービス」
「公共交通機関に相応しいタクシー」

「安全に安心して利用できる
名古屋のタクシー」